

1 技能実習制度の見直し

◎第一（総論）

II. 改定戦略における鍵となる施策

2. 担い手を生み出す ～ 女性の活躍促進と働き方改革
(3) 外国人材の活用

多様な価値観や経験、技術を持った海外からの人材がもっと日本でその能力を発揮してもらいやすくすることが重要である。当面の対応策として、管理監督体制の強化を前提に技能実習制度を拡充することとしたほか、建設業及び造船業に従事する技能者の就労を円滑化するための緊急措置を整備することとした。また、今後、日本への留学生や海外の優秀な人材が日本で働き暮らしやすくするため、国家戦略特区の活用にとどまらず、中長期的視点に立って総合的な検討を進めていく。

IV. 改定戦略の主要施策例

2. 担い手を生み出す ～ 女性の活躍促進と働き方改革
③外国人が日本で活躍できる社会へ

○外国人技能実習制度の見直し

管理監督体制の抜本的強化を図りつつ、対象職種の拡大、技能実習期間の延長（最大3年間→最大5年間）、受け入れ枠の拡大等を行う。 【2015年度中に実施】

◎第二（3つのアクションプラン）

一. 日本産業再興プラン

- 2-2. 女性の活躍促進／若者・高齢者等の活躍促進／外国人材の活用
(3) 新たに構すべき具体的施策
(外国人技能実習制度の見直し)
②外国人技能実習制度の抜本的な見直し

○国際貢献を目的とするという趣旨を徹底するため、制度の適正化を図るとともに、対象職種の拡大、技能実習期間の延長、受入れ枠の拡大など外国人技能実習制度の抜本的な見直しを行い、所要の法案を提出する。

・外国人技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化

技能実習制度については、賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立、送出国との政府間取り決めの作成、監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など、管理監督の在り方を年内を目途に抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す。

あわせて、業界所管庁による指導監督の充実を図るとともに、関係機関から成る地域協議会（仮称）の設置により、問題事案の情報共有を円滑に行う体制を整備する。

・対象職種の拡大

現在は技能実習制度の対象とされていないものの、国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野・職種のうち、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当なものについて、随時対象職種に追加していく。その際、介護分野については、既存の経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入れ、及び、検討が進められている介護福祉士資格を取得した留学生に就労を認めることとの関係について整理し、また、日本語要件等の質の担保等のサービス業特有の観点を踏まえつつ、年内を目途に検討し、結論を得る。また、全国一律での対応を要する職種の

ほか、地域毎の産業特性を踏まえた職種の追加も検討する。

- ・実習期間の延長（3年→5年）
技能実習制度では、実習生に対し、最大3年間の滞在を認めているが、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対し、一旦帰国の後、最大2年間の実習を認めることとし、2015年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講ずる。
- ・受入れ枠の拡大
団体監理型の技能実習制度では、原則受入れ企業の常勤職員数50人以下の場合は3人、100人以下の場合は6人等として、技能実習生の受入れを認めているが、監理団体、受入れ企業の監理の適正化に向けたインセンティブの一環として、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、受入れ枠数の拡大を認める。このため、2015年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講ずる。

2 高度外国人材の受入れ

◎第二（3つのアクションプラン）

一．日本産業再興プラン

2-2．女性の活躍促進／若者・高齢者等の活躍促進／外国人材の活用

（3）新たに講ずべき具体的施策

（高度外国人材の活用）

①高度外国人材受入環境の整備

人材の獲得競争が激化する中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、優秀な人材を我が国に呼び込み、定着させることが重要である。

このため、外国人の日本に対する理解の醸成や、留学生の受入れ拡大・国内企業への就職支援、JETプログラム終了者の国内での活躍促進、外国人研究者の受入れ拡大、企業のグローバル化の推進などの施策や、高度外国人材の受入れから就労環境及び生活環境の改善に係る課題の洗い出しや解決策について、年度中を目途に具体策の検討を進め、2015年度から省庁横断的な取組を実施する。施策の検討の過程で、直ちに全国的に整備することが困難な課題があれば、国家戦略特区等を活用して先行的に実施し、ニーズ・効果の検証を行うことを検討する。

とりわけ、高度外国人材の「卵」たる留学生の国内企業（特に中小企業）への就職拡大のため、関係省庁の連携の下、情報の共有等を進めマッチング機能を充実させるとともに、先進的な企業の情報発信等を行う機会を設ける。また、外国人研究者の受入れ拡大を図るため、優秀な若手研究者の海外との間の戦略的な派遣・招へいや、国内外に研究拠点を構築すること等により国際的なネットワークを強化する。

高度外国人材の定着促進のため、「高度人材ポイント制」について内外における効果的な周知を図るとともに、実際に利用する外国人材の視点に立った分かり易いものとなるよう手続等の見直しを行う。

◎中短期工程表 K P I

2017年末までに5,000人の高度人材認定を目指す。

3 外国人材の活用

◎第一（総論）

IV．改定戦略の主要施策例

2. 担い手を生み出す ～ 女性の活躍促進と働き方改革

③外国人が日本で活躍できる社会へ

○建設及び造船分野における外国人材の活用

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた緊急かつ時限的措置として、処遇改善や現場の効率化等により国内での人材確保に最大限努めることを基本としつつ、建設分野において、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図るための新制度を導入する。また、造船分野についても、同様の措置を講ずる。

【2015年度初頭から開始】

○介護分野における外国人留学生の活躍

介護福祉士等の国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とするため、在留資格の拡充を含む制度設計を行う。【年内目途に制度設計】

◎第二（3つのアクションプラン）

一. 日本産業再興プラン

2-2. 女性の活躍促進／若者・高齢者等の活躍促進／外国人材の活用

(2) 施策の主な進捗状況

(建設及び造船分野における外国人材の活用)

・復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、処遇や重層下請構造の改善、現場の効率化等により国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることを決定した。今後、所要の準備を進め、2015年度初頭からの本制度を活用した外国人材の受入れの開始を目指す。なお、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業については、上記建設分野における措置により重大な影響が及ぶことに鑑み、また、当該産業分野が高い国内生産率を維持して我が国の輸出を支えると同時に地域経済に大きく貢献していることを踏まえ、アベノミクスの効果により急速に回復してきた生産機会を逃さないよう、建設業と同様の緊急かつ時限的措置を講ずることとし、所要の準備を行う。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

(持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討)

③製造業における海外子会社等従業員の国内受入れ

我が国製造業の海外展開が加速し、産業の空洞化が懸念される状況において、国内拠点をマザー工場として海外拠点と役割分担する生産活動の実現及びこれを前提とした研究開発や設備投資を可能にするための制度を整備すること検討する。

このため、当該企業及び子会社等が、同等の技能を有する日本人と同等の賃金を支払う場合に、新製品開発等特定の専門技術を修得する必要性に応じ、当該企業グループ内で短期間転勤の上、技術等の修得をすることにつき、事業所管大臣の関与の下、外国人従業員の我が国への受入れを柔軟に認めることとし、年度内に具体的な制度設計を行う。

⑤介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等

我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

iii) 外国人材の活用

(中長期的な検討等)

さらに、中長期的な外国人材の受入れの在り方については、移民政策と誤解されないように配慮し、かつ国民的なコンセンサスを形成しつつ、総合的な検討を進めていく。

なお、外国人材の活用を進めるに当たっては、基本的な価値観を共有する国々との連携を強化するという観点も踏まえつつ、取組を進める。

4 国家戦略特区

◎第一（総論）

IV. 改定戦略の主要施策例

2. 担い手を生み出す ～ 女性の活躍促進と働き方改革

③外国人が日本で活躍できる社会へ

○国家戦略特区における家事支援人材の受け入れ

家事等の負担を軽減するため、国家戦略特区において、外国人家事支援人材の受け入れを可能とする。 【検討を進め、速やかに所要の措置を講ずる】

◎第二（3つのアクションプラン）

一. 日本産業再興プラン

5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFI の活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

(2) 施策の主な進捗状況

(多様な人材や貿易・投資等、アクセスの強化・改善)

⑤入管手続きの迅速化

・ 出入国手続の迅速化・円滑化のため、国家戦略特区において、出入国審査に関連する業務の民間委託の拡充について、民間や地方公共団体の協力を得る方策につき検討し、可能な措置から実施する。

(創業支援等、女性や若者が真に活躍できる環境整備)

⑥女性の活躍推進、家事支援ニーズへの対応のための外国人家事支援人材の活用

・ 外国人家事支援人材については、現在、外交官や高度人材などの外国人に雇用される場合にのみ入国・在留が認められているが、女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特区において試行的に、地方自治体による一定の管理体制の下、日本人の家事支援を目的とする場合も含め、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材の入国・在留が可能となるよう、検討を進め、速やかに所要の措置を講ずる。

・ あわせて、速やかに作成する予定の、前述の「関西圏」等の国家戦略特別区域計画においても具体的な事業を記載し、本規制改革事項の早期実現を図る。

⑦国家戦略特区での創業人材の受入れ及び多様な外国人受入れのための新たな仕組み

・ 国家戦略特区において、地方自治体による一定の管理体制の下、我が国における外国人の創業人材やそのスタッフの受入れを促進するため、「投資・経営」の在留資格について、当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限（500万円）の投資額」のいずれかを満たすことを求めている現行の要件を見直し、透明性を確

保した上で、これらの要件を一定期間内に満たすことを条件として、起業家等の創業人材の入国・在留を認めることとし、速やかに必要な措置を講ずる。
・また、創業人材等に加え、クールジャパンに関わる人材などの多様な外国人受入れをこれまで以上に推進するため、国家戦略特区における新たな仕組みや、法令上の措置について、必要な検討を進め、速やかに結論を得る。

5 観光立国関係

◎第二（3つのアクションプラン）

二．戦略市場創造プラン

テーマ4-② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

（1）KPIの主な進捗状況

「2030年には訪日外国人旅行者数3,000万人を超えることを目指す。」
⇒ 2013年：1,036万人（2012年：836万人）

（2）施策の主な進捗状況

（ASEAN諸国を中心にビザ発給要件を緩和）

・タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム、フィリピン、カンボジア、ラオス及びミャンマー向けの数次ビザ導入、インドネシア向けの数次ビザに係る滞在期間延長など、ASEAN諸国を中心にビザ発給要件の緩和を実施した。これにあわせて戦略的に実施した訪日プロモーションや航空ネットワークの拡充効果に加え、為替の変動も相まって、同地域からの訪日客は大幅に増加し、KPIである「2030年に訪日外国人旅行者3,000万人」に向けた第一段階の目標である訪日外国人旅行者1,000万人を達成した。

（3）新たに講ずべき具体的施策

日本再興戦略に掲げた「2013年に訪日外国人旅行者1,000万人」の目標を達成したことを受け、また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催という絶好の機会を捉え、2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2,000万人の高みを目指すこととし、これをKPIに加える。

そのため、本年6月に観光立国推進閣僚会議において決定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」に基づき、以下のような施策に取り組む。

- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を見据えた観光振興
- ・インバウンド（訪日外国人旅行者）の飛躍的拡大に向けた取組
- ・ビザ発給要件の緩和など訪日旅行の容易化
- ・世界に通用する魅力ある観光地域づくり
- ・外国人旅行者の受入環境整備
- ・国際会議等（MICE）の誘致・開催の促進と外国人ビジネス客の取り込み

これらの施策のうち、KPIの達成に向け、特に新たに講ずべき具体的施策としては以下のとおり。

- ②更なるビザ発給要件の緩和、外国人の長期滞在を可能とする制度の創設及び出入国手続の迅速化・円滑化

・2,000万人の高みを目指すとの目標を掲げ、世界最先端の観光立国を実現するため、治安への十分な配慮を前提としつつ、訪日客増加に大きな効果の見込まれる

インドネシア、フィリピン及びベトナムに対して、相手国の協力を得つつ、可能な限り早急に3か国全てのビザ免除の実現に努力する。まずは、当面の措置として、以下の戦略的ビザ発給要件の緩和を行う。また、電子渡航認証システムについて検討する。

－インドネシア向けのビザ免除（在外公館へのIC旅券事前登録）を行う。

－フィリピン及びベトナム向けのビザ発給要件の大幅緩和（実質ビザ免除（観光目的・指定旅行会社経由）及び数次ビザに係る発給要件緩和・有効期間の最長5年への延長等）を行う。

－また、こうした流れを受け、今夏までにインド向けの数次ビザの発給を開始する。

・海外富裕層を対象とした長期滞在を可能とする制度について、観光目的による滞在期間を最長1年とする方向で、制度案について関係省庁間で協議を進め、本年夏までに成案を得た後、必要な措置を講じ、来年度からの実施を目指す。

・2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2,000万人の高みを目指すためには、LCCの地方空港乗り入れ等の大幅増加が絶対条件であることに加え、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催を見据えて、外国人旅行者が我が国への出入国を迅速かつ円滑に行えるよう、また、訪日外国人旅行者数の増加に対応できるよう、計画的に、地方空港・港湾を含めたCIQ（税関・出入国管理・検疫）及び2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の安全確保のために不可欠な関連情報の収集分析について、必要な物的・人的体制の整備を進める。

・2014年の出入国管理及び難民認定法改正により、クルーズ船の出入国手続の一層の円滑化のための措置等を講ずる。

・国際会議等の参加者やVIP等の空港での出入国手続の迅速化を図るため、所要の出入国手続の要員等が確保されることを前提に、その適切な運用方法について検討した上で、これらの者を対象として、2015年度、まず成田空港・関西空港においてファーストレーンの設定の実現を図る。

6 国際展開戦略関係（EPA, TPP等）

◎第二（3つのアクションプラン）

三. 国際展開戦略

（3）新たに講ずべき具体的施策

経済連携交渉については、国益を最大化する形でのTPP交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、世界全体の貿易・投資ルールづくりの前進を通じて我が国の対外経済関係の発展及び国内の構造改革の推進を図るべく、RCEP、日中韓FTA、日EU・EPAなどの経済連携交渉を同時並行で戦略的かつスピード感を持って推進していく。また、締結された協定の活用を促進し、企業の積極的な海外展開を促す。